
平成20年 第4回(定例)由布市議会会議録(第8日)

平成20年12月24日(水曜日)

議事日程(第8号)

平成20年12月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 発議第9号 由布市議会議員定数条例の制定について
- 日程第3 報告第7号 平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第4 認定第2号 平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第80号 由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第81号 由布市立保育所条例の廃止について
- 日程第7 議案第82号 由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について
- 日程第8 議案第83号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第85号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第86号 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第87号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第88号 平成20年度由布市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第89号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第90号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第91号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第92号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第93号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第94号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第20 議案第95号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第96号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第97号 平成20年度由布市学校給食センター新築工事請負契約の締結について

追加日程

- 日程第1 議案第98号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第2 発議第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第3 発議第11号 郵政民営化法の見直しに関する意見書
- 日程第4 発議第12号 「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）輸入に関する意見書
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 発議第9号 由布市議会議員定数条例の制定について
- 日程第3 報告第7号 平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第4 認定第2号 平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第80号 由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第81号 由布市立保育所条例の廃止について
- 日程第7 議案第82号 由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止について
- 日程第8 議案第83号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第84号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第85号 由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第86号 由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第87号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第88号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第89号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第90号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第91号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

- て
- 日程第17 議案第92号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第93号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第94号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第95号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第96号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第97号 平成20年度由布市学校給食センター新築工事請負契約の締結について

追加日程

- 日程第1 議案第98号 由布市奨学資金に関する条例の一部改正について
- 日程第2 発議第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第3 発議第11号 郵政民営化法の見直しに関する意見書
- 日程第4 発議第12号 「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）輸入に関する意見書
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（25名）

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 渕野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君

執行部より、市長、副市長、教育長、代表監査委員、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第8号により行います。

ここで執行部より発言の申し出がありますので、許可をします。副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） おはようございます。

執行部のほうから御報告をさせていただきたいと思います。

第1点目が、由布市雇用等緊急相談窓口の設置についてでございます。

平成20年12月22日、由布市環境商工観光部商工観光課内に、由布市雇用等緊急相談窓口を設置いたしました。

皆さん御案内のとおり、急激な景気の悪化を受けまして、非正規雇用を解雇されるなどした市民や市出身者に対して労働相談に応じるとともに、関係機関の紹介を行うもので、生活支援の相談については福祉対策課、それから、市営住宅と住居に関する相談につきましては、建設課がそれぞれ対応することとしております。

また、本日、商工観光課が主催いたしまして、3商工会、観光協会、旅館組合の代表に皆さんにお集りいただきまして、状況説明と今後の御協力をお願いすることにいたしております。

なお、本市におきましては、現時点におきましては、緊急雇用に対する問い合わせ等はまだまだございません。以上でございます。

それと、もう1点、一般質問で小林議員のほうからありました、諮問機関についてでございます。これにつきましては、諮問機関は地方公共団体の執行機関の附属機関の一種でありまして、法令によって設置されているものと、法令に基づかない私的諮問機関という2種類があるというふうに言われております。

この点に関しましては、地方財務、実務提要によれば、「法律または条例に根拠を置かない私的諮問機関が存在し、町が私的に学識経験者などから個別的に意見を聞くことは、事実上の問題としては許される」と書かれております。（発言する者あり）もちろん、当然のことながら、これに対する報償費というのは謝金として支払いということになっておりまして、実は、6月の議会のときにも、これを設置するというときには、謝金として支払うという説明を申し上げているところでございます。（「報酬を払う払わんにかかわらずじゃ、だめやなあ」と呼ぶ者あり）すみません。

でも、確かに、地方自治法の138条第4に定める附属機関として判断するか否かというのは、これはもう見解の相違でありまして、……（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 西郡君、後にしてください。

○副市長（清水 嘉彦君） そういうふうに考えていますということで説明いたしたいと思います。

以上でございます。

○議員（8番 西郡 均君） はい、今の件。

○議長（三重野精二君） それでは、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託しました請願10件、陳情2件及び前期定例会にて継続審査の陳情1件につき、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。

それでは、本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

日時は平成20年12月17日、場所は庄内庁舎3階会議室、出席者は総務委員会全員であります。

それでは、請願受理番号14、件名、郵政民営化法の見直しに関する意見書の請願、本委員会は、12月17日午後、庄内庁舎3階にて、請願者である工藤康三さん、岡田さんの2名に説明を求めました。

その後、全員で協議した結果、全会一致で採択すべきと決しました。

次に、請願受理番号18、日本政府に対し、日米地域協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書の提出を求める請願については、12月17日湯布院庁舎2階会議室に請願者である大分県平和委員会代表の日高幸男さんに説明を求め、午後、庄内庁舎3階会議室で慎重に審議をしました。結果は、継続審査であります。

理由といたしましては、米兵や米軍属による犯罪について著しく重要と考えられる事件以外は、日本政府が第一次裁判権を放棄するとした日米密約文書が、米国の国立公文書館で見つかりましたとありますが、本年5月30日に新党大地の鈴木宗雄氏が日本政府、外務省に質問趣意書を提出しています。それに対して、6月10日に外務省の答弁書は密約を否定しています。

その後、10月に原本を発見したとされていますが、当委員会としては、原本そのものが事実であるかは判断をしかねますので、今後の政府、外務省の動向を見極めた上で、意見書を提出するかどうかを判断したいと思います。

次に、去る第3回定例会におきまして、継続審査といたしておりました陳情受理番号3、件名、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情について。

本委員会は、11月21日午後、挾間庁舎4階にて、陳情者の谷千鶴さんと武内さんの代理で、説明者の永井さんに陳情の趣旨等をお聞きしました。

本定例会では、12月17日の午後に庄内庁舎3階にて、全員で審議いたしました。

結果は、趣旨採択であります。

理由は、陳情書の給食センターの造成工事の入札の不透明さを指摘した部分や、特別職、職員、議員の関係者が人事や契約で優遇されている。市役所においても親方日の丸とやゆされるような仕事ぶりなど等、事実かどうか確認できない文面があります。

しかし、ことし全国ニュースにもなりました、大分県や佐伯市の教育委員会で採用や昇進問題が裁判中でもありますように、公正透明な業務を行わなければなりません。

全国的にも、倫理条例の必要性を認めて、制定している県や市も多くあります。隣の福岡県内では、約70%が制定をしています。大分県内では、政治倫理条例が3市、市議会政治倫理条例が4市ほど制定をしています。

由布市においても、住民を代表する公職者が、その権威や地位の影響力を不正に行わないような歯どめ（ブレーキ）となる倫理条例を制定してほしいとの趣旨は十分に理解するところであります。

しかし、当委員会で同趣旨の類似条例を制定している自治体の多事例を視察し研修する中で、条例はあくまでも理念をうたっているものが多く、実効性のある条例制定と、その運用については課題が多いこと、また、「条例をつくれれば倫理が守られるのか」といった疑問もあり、公職者の倫理はあくまでもみずからの自覚のもとに、守られることが大前提であるということが確認されました。

また、当市では、市、議会、住民の役割と責任を明確化し、理念をうたうという意味では、自治基本条例の制定も検討されております。

以上のことから、陳情の趣旨は十分理解するものの、具体的な手法として、倫理条例という形で制定することがふさわしいかどうかは議論の別れるところであるため、全会一致で趣旨採択といたしました。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。

本文教厚生常任委員会に付託されました請願1件、陳情1件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定より報告いたします。

審査の状況は、12月18日13時より、請願及び陳情の審査に入りました。

出席者は委員全員、場所は湯布院庁舎でございます。

それでは、受理番号16、由布市立湯平小学校教員加配についての請願について御説明申し上げます。

委員会の意見として、湯平小学校においては、平成15年度より複式学級による教育が行われ

るようになり、以後、教職員の加配を継続してきました。今後も、少子化とともに過疎化の進展が見込まれる小学校区は湯平地域だけではありません。

そういう状況下に置かれた地域の住民、保護者が安心して子どもに教育を受けさせることができ、結果として、集団の中での協調性や主体性形成にかかわる人格の形成、その土台となる学力向上が実現できる体制づくりが求められています。教職員の加配によってのみ、その実現が図られるわけではありませんが、市内の該当校全体にわたる加配の必要は認めるところです。

審査の結果、全会一致で本請願は採択と決しました。

続きまして、陳情受理番号5、インフルエンザ菌B型ワクチン（H i b ワクチン）の無料化に関する陳情書についてでございます。

委員会の意見として、インフルエンザ菌B型による細菌性髄膜炎は、年間500人の罹患、うち5%の死亡率、20%に知的障がいや脳性マヒなどの重篤な神経障がいを残し、この病気に効くH i b ワクチンが12月19日から日本で発売されるということ、に伴い、4回のワクチン接種料金2万8,000円の無料化あるいは相応の補助を願うという陳情です。

委員会の審査では、無料化や補助を決定するには検討資料が不足しており、慎重を期するため、継続審査と決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会から、請願・陳情の報告をいたしたいと思えます。

本委員会に付託の請願・陳情を、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条の1項の規定により報告をいたしたいと思えます。

日時は、16日初日に、今回は請願・陳情が多かったので、1日かけて現地調査をいたしました。多くの地元方々の御意見をお聞きいたしました。

審議者は、皆さんのお手元にありますように、私と佐藤人巳副委員長、佐藤正議員、久保博義議員、生野征平議員、丹生文雄議員でした。

審査の結果を報告をしたいと思えます。

受理番号9、20年10月23日に受理されたものでございます。

件名は、土石流災害防止についてでございますが、この地域は、大雨時に土石水流により人家等が直撃を受けているとのことで、土石流の発生が予想される地域内には、保安林治山ダムが1基あるが、その上流部の広大な流域は保安林外であり、県森林保全課と調整する中で、保安林指定が可能であれば、事業として成立する回答をいただいております、今後、県森林保全課と協議を進めていくことを確認し、採択といたしました。

続きまして、受理番号10、20年11月7日に受理されたものでございます。

庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願でございます。これは、岡の平から小平間で、長さが約400メートル。

当委員会の意見といたしまして、地元自治委員を初め住民関係各位の方々から現地で説明を受けました。請願の趣旨にありますように、現在、地区内の循環道路として、また、いろいろな面で公共性の高い道路となっていることから、地元の強い要望もありまして、意見を尊重し、編入は妥当であると見解に達しましたので、採択といたしました。

続きまして、受理番号11、件名、同じく、その近くなんですが、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願でございます。

意見といたしまして、内容的には受理番号10と同じものであり、当委員会としても編入について妥当と判断をいたしました。すぐ近くにもう一本、北側に並行して市道があるために、地元自治委員との請願者に対しての協議をお願いし、その後どちらにするかということ話し合いをしていただき、今回は継続審査といたしました。

続きまして、受理番号12、平成19年8月発生の土石流災害対策に伴う災害復旧工事（水路改修工事）の早期実現について。

意見として、この地区については、地元岳本自治委員からの意見で、台風や集中豪雨により地区内の中心部を流れる岳本川の氾濫により、多大な被害を受けるということを伺いました。現在、岳本川上流部に県の事業により砂防ダムも完工しております。水路事業についても740メートルのうち、既に130メートルが終わっています。残りの分についても早期の改修が必要で、地域住民の方々が安心して暮らせるためにも早期改修が必要であり、現状を十分理解し、採択といたしました。

続きまして、受理番号13、生活道路の市道認定に関する請願でございます。

意見といたしまして、当荒木地区の自治委員から趣旨説明をお聞きしました。緊急避難場所に通じる通路ではありますが、回転広場が必要であります。したがって、この回転広場が神社の境内地にありますので、これを帰属するという条件が必要になると思われま。

今後、この辺を協議をされた上に結論を出したいということで、当委員会といたしましては、今回継続審議という形にいたしました。

続きまして、受理番号15、市道認定についての請願でございます。

これは湯布院町でございますが、竹下幸夫区長さん、生嶋自治委員さん等の方々から現地で十分な説明を受けました。内容も趣旨に従ったものでありまして、現状を理解し、岳本共同温泉前から県道別府一の宮線を横断しまして、カトリック教会先の宅地造成区間までの間については当委員会として採択といたしますが、生嶋修造氏宅前から市営住宅までの間の一部路線が出てまし

たが、これについては諸事情を考えまして、今後の計画がまとまった時点で再度出していただきたいということで、今回、その分を除かせていただきまして、一部採択ということにいたしました。

続きまして、受理番号17、市道並柳線の道路改良整備に関する請願でございます。

当意見といたしまして、この道路は一部拡幅改良工事が終了している。児童・生徒の通学路や、最近、特に交通量の増大といったことから、小野敏雄自治委員さんの趣旨を尊重し、要望に対し妥当との見解に達しましたので、採択といたしました。

今後につきましては、道路改良は担当課と十分な協議を行った上で要望の範囲とすることについて、関係各位に指導、助言するよう当委員会として意見を付したいと思えます。

最後に陳情でございます。受理番号4、湯布院町川北高原地区の上下水道管理設地並びに一部の生活道路の帰属等を求める陳情書でございます。

当委員会の意見といたしまして、陳情書の内容については十分理解をし、現地説明もよく説明をいただき、理解ができましたが、当初の開発については、県土保険事務所よりの申請が受理されていることで、その後、道路維持の指定を受け、建物もふえているように見受けられます。

当委員会としては、開発業者と陳情者との間で十分なる協議を重ね、今後の内容について解決していくのが好ましいのではなかろうかということで、今回の、この陳情については不採択という形になりました。

以上で、建設水道常任委員会の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本委員会に付託の請願・陳情の審査の結果を、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

日時は平成20年12月16日、17日、場所は挟間庁舎4階第一委員会室、出席者は私と副委員長の工藤安雄議員、後藤憲次議員、吉村幸治議員、藤柴厚才議員、太田正美議員、以上、6人です。

審査結果を申し上げます。

受理番号19、受理年月日、平成20年11月28日、件名は、「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める請願でございます。

委員会の意見として、これは、汚染米の全容解明と需要のない外米の輸入中止の意見書を内閣総理大臣と国の関係省庁に提出をする請願でございます。

昨今の「食の安全」や農作物等の「偽装表示」など住民の「食」に対する意識が高まっているときに、請願趣旨の2件については、国民の食の安全性・安心の確保のため、更に世界的な食料

危機解消のために、当委員会として慎重に審議、協議をした結果、本請願は採択といたします。
審査の結果は、採択です。

以上で、観光経済常任委員会での報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

まず、請願受理番号9、土石流災害防止についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いしておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号9を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号9を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号9、土石流災害防止については採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号10、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願（岡の平～小平間約400メートル）を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号10を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号10を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号10、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号11、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願（長畑～小長間約500メートル）については継続審査です。

次に、請願受理番号12、平成19年8月発生の土石流災害対策に伴う災害復旧工事（水路改修工事）の早期実施についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号12を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号12を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号12、平成19年8月発生の土石流災害対策に伴う災害復旧工事（水路改修工事）の早期実施については採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号13、生活道路の市道認定に関する請願については、継続審査です。

次に、請願受理番号14、郵政民営化法の見直しに関する意見書の請願を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

今、一部採択ということで、（発言する者あり）どこが。（「14」と呼ぶ者あり）14。ああ、ごめん、間違いです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号14を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号14を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号14、郵政民営化法の見直しに関する意見書の請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号15、市道認定についての請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これの間違いです。

委員長にお尋ねします。本請願から除くことで一致したとっていますが、請願そのものがどういふふうになるのか、そこ辺がわからんですけど、請願には、そこも含めての請願になっているので、取り扱いとしては、請願書そのものを書きかえるということなんですか。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 一応、紹介議員さんにも御理解をいただいて、現在の枝線の部分の一部何十メートルかあるんですけど、幅員が現在1メートルぐらいで、この分についてはあまり狭いので、今後協議していただいた後に出していただきたいということで、今回、本線の縦線の分のみを、手元にあると思いますけど、その部分を採択という形でさせていただきました。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その縦線以外については除くということで一致したということなんですけど、請願にはそれも含まれてるわけだから、請願としておかしくなるんじゃないですか。（「だから一部採択でしょう」と呼ぶ者あり）ああ、そんな手法もあるの。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それで、その分を一部という形で採択にしております。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号15を採決します。この請願に対する委員長報告は一部採択です。請願受理番号15を一部採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号15、市道認定についての請願は一部採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号16、由布市立湯平小学校教員加配についての請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号16を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号16を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号16、由布市立湯平小学校教員加配についての請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願受理番号17、市道並柳線の道路改良整備に関する請願書を議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

これは、前も出たことなんですけども、こういう道路改良の要望については請願書として出さないように——最後の3行目です。また、議員においても、こういう紹介議員になるなというこのようなんですけども、そういうふうを受け取っていいのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） そう受け取ってください。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号17を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号17を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号17、市道並柳線の道路改良整備

に関する請願書は採択とすることに決定いたしました。

次の請願受理番号18、日本政府に対する日米地域協定・裁判権放棄の日米密約に公表・破棄を求める意見書の提出を求める請願については継続審査です。

次に、請願受理番号19、「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号19を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号19を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号19、「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米（ミニマムアクセス米）の輸入禁止を求める請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号4、湯布院町川北高原地区の上下水道管理設地並びに一部の生活道路の帰属等を求める陳情書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号4を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

陳情受理番号4を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立0名〕

○議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、陳情受理番号4、湯布院町川北高原地区の上下水道管理設地並びに一部の生活道路の帰属等を求める陳情書は不採択とすることに決定いたしました。

次の、陳情受理番号5、インフルエンザ菌B型ワクチン（H i b ワクチン）の無料化に関する陳情書については継続審査です。

次に、陳情受理番号3、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情を議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） さっきの一部採択もようわからんですけど、この趣旨採択というのもようわからんですけども、条例の制定を求める陳情ですから、採択であれば条例を制定しなきゃならんというふうに思うんですけど、報告を聞きますと、そういう条例はつくるようには何かなってないですね。そこ辺はどういうふう理解したらいいのか、もう少しわかりやすいように教えていただきたいのですが、委員長殿。（笑声）

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 先ほどの報告にも言いましたように、倫理条例という形で制定することがふさわしいかどうかは、これからの議論をするところでありますので、趣旨、そういった制定を求めるという気持ちはわかりますけども、今後、議会なり執行部なりで、その制定がふさわしいかどうかを議論してほしいということであります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 気持ちがわかれば条例をつくるのが当然だと思うんですけども、今後、検討を、総務委員会が付託されていたのにもかかわらず、ほかの人にまた委ねるちゅうのはどういうことか理解ができないんですけど、総務委員会では、そういうことを決意する、決断することができないということですか。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 他の市を見ましても、総務委員会で条例制定という形になっていません。議会で、そういった検討をする委員会等をつくって、十分に議論を重ねて、それがふさわしいかどうかを制定した例が、他市に多々ありますので、そういったことを、この報告に書いております。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号3を採決します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情受理番号3を趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、陳情受理番号3、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情は趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、発議第9号由布市議会議員定数条例の制定についてを議題として、討論、採決を行います。

それでは討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 定数条例については反対討論を行います。

そもそも提案者そのものが、やっぱり、先ほど総務委員会では、これを倫理条例をつくるのはうちの担当ではないと、議員の政治倫理ならば議会運営委員会、政治家、一般的な市長等の政治倫理なら自分たちだというふうにおっしゃったのだと思いますけども、これを提案したメンバーはいずれも行政改革特別委員会のメンバーであります。本来の行政改革については、指定管理あるいは民営化等については、ほとんど議論らしい議論もせず、この議会の運営について、本来議会運営委員会がやるべきことについてのみいろいろ検討しているようですが、そういう的確性を欠くというのが、まず1つの問題であります。

2つ目は、もともと旧自治法では30人いた定数が、この新法では26名を上限とする法律に変わりました。

なおかつ、それをまた4名削減ということで、8名の削減なんです、旧法から見たら。だから、そういう点でいえば、住民の意思を議会に、多様な意思を反映するという点では、人数が少なくなれば少なくなるほど困難になるということで、議会の報告会をそれぞれ開かせていただきました。しかし、それらの会場から定数を減らせという声は全く皆無です。むしろ、逆に定数問題をいじるなど、それよりもっとやることがあるだろうというような指摘を、湯布院、挾間で受けました。いわば、議会としては自殺行為の定数削減に手を染めるということは愚考であります。

3点目に、この条例そのものが附則がちょっと異常です。次の選挙から施行すると。こんないい加減な条例はまずないんじゃないですか。やっぱり、施行日はきちっと告示の日にして、適用は次の選挙から適用すると、一般選挙から適用するというふうに記載すべきが妥当だというふうに思います。

こういういい加減な条例をつくってもらっては困るということを指摘して、反対の理由といたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、原案賛成討論はありませんか。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私は、この議員定数条例の制定、22名に議員定数を減らすこと

に賛成の立場から討論をいたします。

理由は、今反対者が反対の理由を3つ上げられましたけれども、提案者が不適格であるとか、条例の書き方がおかしいとかいうことを理由にされていましたが、私は、提案者というのは行革委員会としてというよりも、これは議会全体の問題でありますから、だれが提案者になってもこれは妥当であるので、提案者がおかしいから内容に反対するということは、私は妥当ではないと逆に思います。

附則の書き方についても、施行日を決めて、その次の一般選挙から適用すると書くのが最もふさわしいということは十分わかりますけれども、この条例は次の選挙から施行するという書き方でも運営上には問題がないので、一番適切な書き方ではないかもしれないけれども、意味は通じるので、私は反対の理由にはならないと思います。

問題は中身であります。22名にするのが妥当であるかどうかということですが、今反対者の意見を聞いて見ますと、22名にすると市民の意志を代表するには人数が足りないのだということと言われていましたけれども、私は、逆に22名でも十分市民の意志が反映できると思います。

そもそも、議会議員の定数を考えるときに、一番重要なのは、なぜ議会に複数の議員が必要なのかということだと思います。それはもちろん、議会という場が、市内の市民の多様な意見、さまざまな違う考え方や違う意見をそれぞれの議員が出し合って、民主的な議論によっていろいろ物事を決めるために、複数議員が必要だということは、申すまでもありません。それを考えたときに、私は、由布市議会に議員が22名いれば、十分、この3万6,000規模の市民の意見を反映できるというふうに思っております。

具体的には、例えば、これまで3年間の議会を見てきても、一般質問をする議員の数であるとか、あるいは、議案質疑や討論などの回数や中身を見ても、22名いればほとんどの意見はもう出し合っているのではないかなというふうに思っております。

また、議員数が少ないと、例えば議員1人当たりに対する人口が多くなるので大変だという、市民の意見が代表できないというふうな声もありますけれども、私は、議員というのは、あくまでも特定の地域代表であるべきではなくて、市全体の代表者であるべきだというふうに考えます。であれば、議員1人当たり人口何人の割り当てであるというような考え方で議員定数を考えるのは適当ではないというふうに思います。

それよりも、市議会で練り広げられる民主的な議論に、最低限必要な人数は何人なのかということの基本を考えれば、私は22名いれば十分にさまざまな議論ができるというふうに思っております。むしろ、人数を減らしてでも、その分、議員一人一人がきちんと自分の意見を述べ合って、しっかりと働いていこうと、そういう時間を我々議会が掲げるというふうな意味でも、私は、この22名に削減することに賛成いたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（三重野精二君） それでは、日程第3、報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書についてから、日程第21、議案第96号由布市国民健康保険条例の一部改正についてまでの19件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 総務常任委員会、審査報告をいたします。

日時は平成20年12月15日、16日、17日、場所は庄内庁舎3階会議室、湯布院庁舎会議室、出席者は総務委員全員であります。

付託の事件は、審査の結果、お手元に配付しておりますけども、下記の通り決定したので会議規則第130条の規定により報告いたします。

報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について。

平成18年度、19年度と継続事業となっていました日出生台塚原線改良事業と若杉線外1線の2つの継続事業が終了したとの報告であります。

全会一致で了承いたしました。

次に、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について。審査の結果、認定すべきと決定しました。

経過及び理由であります。19年度由布市一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額156億6,679万2,141円、歳出総額150億5,254万6,825円、歳入歳出差し引き額6億1,424万5,316円、実質収支額5億3,290万4,000円。歳入における収入未済額の合計7億2,842万4,000円、歳出における不用額の合計は3億5,954万4,000円です。

当委員会に付託されました案件についての審査にあたりましては、執行部より提出されました

決算説明書、施策の成果説明書、監査委員の意見書、その他関係資料をもとに審査の結果、全会一致で認定すべきと決しました。

なお、18年度、今回の19年度と厳しい財政状況の中での予算執行でしたが、経常収支比率は95.9%で、前年度に比べ1ポイント悪化して、依然として財政状況は硬直化しており、歳入が前年度に比べて7億1,409万3,000円、4.4%の減少です。

市税の収納率も向上はしておりますが、市税及び各種使用料等の収入未済額は多額であることから、理解を得るための広報活動、戸別相談等の充実を図り、収納率の向上になお一層の努力をされたい。

また、経常収支比率や起債制限比率も依然として高く、財政状況はさらに硬直化していきます。昨今の社会的な経済情勢をかんがみても、将来の見通しは大変厳しい状況であります。

このような中で、由布市の財政を健全化させ、将来にわたって安定的な財政運営ができるよう職員一人一人が一層の緊張感を持って、由布市一丸となって行財政改革に邁進していく必要があります。慎重審議の結果、全会一致で認定すべきと決しました。

次に、議案第83号由布市職員定数条例の一部改正。

監査委員の事務部局の職員の定数を新たに定めるためであります。

しかし、監査事務局長と選挙管理委員会の事務局長の職員を兼任させる予定だとの説明がありましたが、それでは監査事務局としての独立性が保たれないのではないかと、今後、人事配置の際には十分に検討してほしいとの意見がありました。

慎重審議の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

次に、議案第85号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定について。

由布市道のゆふいんの指定管理者に引き続き、有言会社ゆふいん道の駅に指定するためであります。今後とも、団体の経営方針や申請した理由の中にありますように、地元植林組合との地域活性化、地域雇用を重視して、由布市を中心に農産物、農産加工品等の販売業務を行いながら、休憩、情報交流、地域連携機能を持った施設に努めてほしいことと、今後、納付金の額を協議してはどうかとの委員からの意見がありました。公の施設としての本来の目的に応じた運営がなされるよう担当部局としても指定管理者に対して適切な指導を行うように求めます。

慎重審議の結果、全会一致で可決です。

次に、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）について。

審査の結果、原案を可決すべきと決しました。

経過及び理由といたしまして、本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億4,523万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億5,006万9,000円と定めるものです。

当委員会に付託されました補正予算のうち、歳入予算の主なものは国庫補助金、総務費国庫補助金1億7,023万2,000円のうち、1節特定防衛施設周辺整備事業補助金5,229万1,000円、2節総務費補助金のうち、地域情報通信基盤整備推進交付金9,750万円が主なものであります。

次に、歳出予算の主なものとして、2款総務費1項総務管理費7目電子計算費19節負担金補助及び交付金で、湯布院地域の大分ケーブルテレコムの実業、そして、9目地域振興費13節委託料420万円と17節公有財産購入費3,868万8,000円が主なものであります。

慎重審議の結果、全会一致で可決すべきと決しました。

しかし、委員会開催中審査の途中でありながら、総務課からの市内5,000名のアンケート調査用紙が配布されたことは、極めて議会軽視であると言われても仕方がありません。申すまでもなく、予算の成立は議会の議決が大前提であることは百も承知であると思います。これまでも、議決を待たないで同様の行為が行われてきていますので、今後はこのようなことのないように強く苦言を呈しておきます。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 続きまして、文教厚生常任委員会の付託に係る審査の報告を申し上げます。

概要につきましては、扉にございますので、御一読ください。

内容に入ります。

まず、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

19年度由布市一般会計の概要につきましては、今、総務委員長の報告のとおりでございます。

本委員会に係る国民健康保険特別会計の歳入総額は41億8,542万2,279円、歳出総額を39億6,120万6,656円、歳入歳出差し引き残額2億2,421万5,623円。

同じく老人保健特別会計の歳入総額を50億1,701万8,940円、歳出総額を49億4,684万8,933円、歳入歳出差し引き残額を7,017万7円。

同じく、介護保険特別会計の歳入総額を29億1,429万3,472円、歳出総額を28億7,273万4,579円、歳入歳出差し引き残額を4,155万8,893円。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額を1億1,301万5,360円、歳出総額を1億1,242万5,470円、歳入歳出差し引き残額を58万9,890円。

健康温泉館特別会計の歳入総額を1億3,406万4,065円、歳出総額を1億3,185万2,260円、歳入歳出差し引き残額を222万1,805円と定めるものです。

委員会審査の過程で、一般会計歳入21款諸収入3項貸付金元利収入の住宅新築資金等貸付償還金における多額の未償還金については、人権同和对策課だけでなく、市の強い意志をもって、今後も償還金に請求を行っていくべきとの意見が、また、一般会計歳出の4款1項6目19節花いっぱい運動推進協議会補助金については、国体が終了した後も、国道210号線の国直轄下で花の植栽が困難になったからといって運動を低下させることなく、市民運動の視点から住宅の周辺、遊休地、県道及び市道など、心に響く花いっぱい運動の継続・展開を求める意見が、また、3、4款にかかわることでございますが、地域社会の保健衛生の環境整備に向け、介護・福祉・健康・医療等さまざまな面から総合的に取り組み、地域包括支援センターの評価とともに、社会福祉協議会との連携、民間の施設との相互の機能補完システムの樹立に向け、行政の縦、横の垣根を越えた積極的な関与を求める意見が、また、10款7項2目13節委託料の芝管理について、芝が本当に必要な施設については、生涯学習課から建設課への所管の移行や公園課の新設など、公有財産管理委員会での協議を通し対応を求める意見が、また、教育施設の維持管理は、その努力を評価するところですが、耐震化や老朽施設対策等については中・長期計画の策定、それに沿った整備推進等管理体制の充実を求める意見が出ております。

以上の意見を付し、賛成多数で原案を認定すべきと決しました。

続きまして、議案第80号でございます。

件名は、由布市社会福祉法人に対する助成に手続に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、合併前の3町を含め、由布市の発足時点から条例が整備されておらず、今回、市立保育所と市立養護老人ホームの民営化に際し、条例を制定するものです。

審議の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第81号由布市立保育所条例の廃止についてでございます。

本議案は、由布市立挾間保育所及び由布市立西庄内保育所を民営化するため、条例を廃止するものです。

委員会審査におきまして、今後は保育の市場開放が見込まれる中、市として公的保育は保障すべきだ、また、民営化を急ぎ過ぎてかえって不安を呼ぶ事態を招いた、そして、財政負担の軽減だけで民営化を進めるのは説得力がないなど、反対意見が出た一方で、厳しい財政状況が今後も見込まれる中、大きな財政効果を考えると民営化はやむを得ない、民営の保育レベルが公営より上の水準であるということ、民営化による財政効果で、保育だけでなく子育て全般にわたる公的支援サービスが実施できる利点を考慮すべきである等、賛成意見が出されました。

その中、「行財政改革」は行政の意識改革であり、すべての職員が住民サービスのプロとして仕事に取り組み、そのプロ意識とプロの仕事ぶりを確立することに行革の成否がかかっているということ、また、自治体経営の基本方針が、首長から新入の職員まで首尾一貫徹底すべきにもか

かわらず、いまだ確立されていない、今日の民間企業、自営業者が苦境に立ち向かう姿勢を公務員は緊張感を持って見習うべきであるという認識を、賛否両者とも議論の中で確認するに至りました。執行部における今後の自己改革を切に望むところです。

本議案の審査については、慎重に審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第82号由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止についてでございます。

本議案は、由布市立養護老人ホーム寿楽苑を民営化するため設置条例を廃止するものです。

81号議案とも関連することになりますが、委員会においては、行財政改革との絡みの中で審査したところです。

その中で、過疎計画との整合についての疑問、福祉のまちづくり理念が生かされていないなどの反対意見も出されました。

しかし、建てかえに際する公債費の増額に対する懸念、また、入所者の高齢化に伴う介護ニーズの高まりへの対応によって、職員数が増の見込みとなる、その必要がある。このままでは、市の大幅な負担増が見込まれるということ、また、そうした状況下でありながら、民営化に対して入所者や身元引き受け者、そして、地元自治区等の理解を得ていることから、民営化への賛成意見が出されたところであります。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号由布市奨学資金に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、由布市奨学資金に関する条例を、現在の経済状況の変化及び他の奨学資金制度との均衡を図り、制度を充実させるため、条例の一部改正をするものです。

委員会の審査の過程で、貸与金額の引き上げに関しては異議なく賛成するところですが、第16条の返還規定については、1年据え置き後に、現行と同様の条件で返還を求めるとするのは厳し過ぎ、緩やかな規定にして変換しやすい奨学金制度にすべきとの要望が出ました。

審査の結果、第16条の一部改正を早急に行うよう意見を付して、全会一致で原案可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第86号由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者を、学校法人別府大学に指定するためのものです。

審査の過程で、指定管理協定者にある設置目的の市民の利用に供することを尊重する運営を求めると及び平成18年掘削の温泉については、鉱泉地の所有権と温泉の採取権に関する協定を指定管理者と市の間で明瞭に取り結び必要を認めたところです。

審査の結果、以上の意見を付し、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 8 7 号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、由布市ほのぼのプラザの指定管理者を社会福祉法人由布市社会福祉協議会に指定するためのものであります。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 8 8 号平成 2 0 年度由布市一般会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

本議案の平成 2 0 年度由布市一般会計の概要は、先ほど総務委員長の報告のとおりでございます。

本委員会に係る補正の主なものは、原油や食糧価格高騰等に対する国の支援事業としての障がい者施設の原油価格高騰対策事業補助、保育事業者の緊急対策補助、また、認知症対応通所介護施設の整備のための地域介護・福祉空間整備等補助金となっております。

審査の過程で、3 款民生費 5 項 3 目 1 3 節小松寮施設清掃管理委託料については、牧草地としての使用はなくなり、今後は農政、福祉事務所で協議検討が必要との意見が出ています。

1 0 款 1 項 2 目 1 9 節中高一貫教育推進事業補助金については、今後、「有為な人材の輩出」という教育の実現を図るため、学校、家庭、地域、教育委員会が一丸となり教育改革に取り組み、県教委との連携を強化して、成果を上げることを望む意見が出ています。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 8 9 号平成 2 0 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 2 億 9, 4 6 0 万 4, 0 0 0 円と定めるものです。

主な補正は、高額療養費 3 0 0 万円の増額に国庫支出金、療養給付費交付金を充当するものです。また、剰余金の 2 分の 1 は基金に組み入れるべきとの意見も出ております。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第 9 0 号平成 2 0 年度由布市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 4 7 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 億 5, 2 5 1 万 4, 0 0 0 円と定めるものです。

歳入では、介護保険料、支払い基金交付金、繰入金を増額、国庫支出金を減額し、歳出では、介護サービス諸費の保険給付費と地域支援事業費を補正するものです。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第92号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,664万円と定めるものです。

人事異動による人件費の減額と、繰越金の確定による増額、それと、基金への積立を補正するものです。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第93号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,843万8,000円と定めるものです。施設管理費のボイラー用燃料費高騰による増額の補正です。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

最後に、議案第96号由布市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、産科医療補償制度が創設されることによる健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の改正を行うものです。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分とします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時24分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、建設水道常任委員長、利光直人。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から、会議規則第103条の規定により、ただ今から報告を申し上げます。

日時、場所、審議者、内容についてはお手元をごらんください。

認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について、御報告をいたします。

まず、一般会計から御報告をしたいと思います。

歳入総額156億6,679万2,141円、歳出総額150億5,254万6,825円、差し引き総額が6億1,424万5,316円です。

歳入につきましては、14款1項5目土木使用料の収入済み額9,313万520円、15款2項1目総務費国庫補助金として1億6,283万6,000円、これにつきましては、特定防衛施設周辺整備事業でございます。5目土木費の国庫補助金2億2,065万6,000円は、道路整備臨時交付金6,089万円、防衛民生安定事業補助金、防衛障害防止事業補助金等々となっております。

歳出の主なものとしましては、2款の1項5目の財産管理費で2億182万9,807円、これにつきましては、臨時職員のものとして燃料費、光熱費、約3,400万あります。修繕費、電話料等々となっております。

8款1項1目土木総務費1億3,579万4,130円で、内容につきましては、一般職20人分の給料及び市道の草刈り、修繕費、市道の草刈り等が入っております。

同2目の道路新設改良費6億7,741万1,941円につきましては、測量設計の19件、それから、不動産鑑定3件、工事請負費の総額6件等が入っております。詳しくは、皆さんのお手元をごらんいただきたいと思っております。

同6項の1目住宅管理費1,607万7,761円につきましては、修繕費浄化槽等の管理、工事請負費、測量設計の委託等が入っております。

特に、今回の委員会の意見といたしまして、監査でも指摘をなされておりますが、住宅使用料について不納欠損額334万3,700円、収入未済額3,974万8,200円につきましては早急に処理ができるよう、条例もしくはことしの10月1日に水道のほうであまりもう滞納者には水道を停止するというような要綱が制定されました。こういうことに基づいて、早くの何かをつくって対処をしていただきたいというふうに担当課に要望いたしております。

続きまして、簡易水道の特別会計の御報告をいたしたいと思っております。

歳入総額2億3,872万2,536円、歳出総額2億3,480万5,415円、歳入歳出差し引き残額391万7,121円で、この残額、同額ですが、これが繰越金となっております。

歳入の主なものとしまして、水道加入の負担金495万6,000円、水道使用料1億3,220万4,150円、一般会計繰入金7,390万円、基金繰入金1,700万円が主なものです。

歳出につきましては、総務管理費1億1,949万173円で、主なものにつきましては、簡易水道の一般職員の4人分の人件費、それから、需用費、維持管理、請負工事、3,200万円入っておりますが、こういうのが主なものでございます。

公債費として、簡易水道事業の借入償還金が1億1,531万5,242円、また、未収入については、毎月第4木曜日を夜間の一斉徴収日と定め、収入率の向上に向けて、現在取り組んでおります。10月1日付で「由布市水道事業給水停止処分取扱要綱」を作成しまして、これに基づ

いて、12月1日に各庁舎ごとに、対象者に対しまして催告状を既に送っております。この後に書面を送りまして、滞納者につきましては水道の停止をもあり得るということを通達をいたしております。

それから、西郡議員から前回質疑がありました歳出の款項目につきましては、21年度より総務管理費と維持管理費のほうに分けるということにいたしました。

続きまして、由布市の公共下水道の事業特別会計につきましては、歳入総額1,679万8,320円、歳出総額1,602万8,824円でございます。歳入歳出総額76万9,496円、主なものとしまして、一般会計より1,593万5,000円を繰り入れ、起債額の元利合計1,593万4,582円を支出したものでございまして、実質収支額は差し引き額の76万9,496円であります。

以上、審査の結果、認定をいたしました。

続きまして、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入の主なものとしましては、16款県支出金の3項5目土木県委託費の7万円、これは、住生活の総合調査委託による56軒分でございます。

歳出の主なものとして、2款総務費1項5目財産管理の需用費177万円、燃料費、それから、8款の土木の1項1目土木総務費の中では報償費の7万円、同2項の1目道路維持費の1,750万円につきましては、主なものが1町500万円の追加をいたしました、3町で1,500万円、工事請負費が主なものでございます。

同2目の道路新設改良費548万6,000円については、一般職の給料の減額、委託料測量設計、時松、田代線の工事費等々が入っております。

以上、審査の結果、可決するべきものと決定をしております。

続きまして、議案第91号、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億389万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,791万4,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、歳入では19年度の繰越金391万7,000円、水道使用料390万2,000円、起債の繰上償還に伴う借換債9,460万円でございます。

歳出では、人事異動、職員異動による組み替えのものが229万3,000円、起債の繰上償還が9,464万3,000円、この繰上償還については、平成19年8月7日付で総務省自治財政局長により通知がありまして、旧資金運用部資金——要するに、今まで言われました財政融資資金について、19年度から21年度、この3年間にかけまして、臨時特別措置として5%以上の借入分に公的資金の補償金の免除繰上償還を求める内容の通達がありました。これが、当由布市について五本が今回対象となりまして、その償還金9,464万2,754円、歳入歳出それぞ

れ1億389万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4,791万4,000円と定めるものでございます。

以上につきましては、審議の結果、可決すべきものと決定をいたしております。

続きまして、議案第94号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で
ございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳
入歳出それぞれ1,434万4,000円と定めるものでございます。

以上のことから、審査の結果、決定すべきものと決しております。

最後になります、議案第95号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）であり
ます。

収益的支出につきましては、総係費で職員の人件費、人事異動により給料手当、法定福利費等
を合わせて882万3,000円を減額するものであります。

次に、減価償却費は、その年度に実施した土地以外の有形固定資産の計上は、決算時、毎年
の3月31日ですが、行うこととなっておりまして、平成19年度に実施した建設改良工事を決算
時に建設仮勘定により有形固定資産に振りかえたことにより減価償却が発生し、348万
3,000円を今回増額するものであります。

資本的収支につきましては、上水道施設費の法定福利費で、退職手当納付金不足により10万
6,000円を増額しております。

次に、企業債の還元金は、平成19年8月7日付で、先ほど申しましたように、総務省の自治
財政局からの通知によりまして、19年から21年までの3年間の分の措置としまして、5%以
上の借入分についての繰上償還の免除は認めるということが通達がありまして、これにつきま
して、当市におきましては、この条件によりまして5%から6%については資本金が88円以上の
水道事業団体となっておりまして、平成18年度の資本金7万4,000円と条件を満たさなか
ったため、6%以上が対象となりました。この6%以上の対象本数は、今回9本ありまして、償
還額が1億420万5,889円だったが、借りかえを行わず償還財源として資金を充てるため
に、今後の建設改良費に充てる資金不足を生じないことを考え、償還年数の短い3本を除き、
6本の償還額9,235万2,843円を繰上償還するための補正でございます。

以上で、審査の結果、この95号も可決といたしております。

以上で、建設水道常任委員会の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、本委員会に付託の案件について報告申し上げ
ます。

審査の結果、会議規則第103条の規定により報告を申し上げます。

日時、平成20年12月15、16、17日の3日間、場所は挟間庁舎4階第1委員会室、それから、審査の日程については15日、16日、17日、列記のとおりでございます。出席者は、私のほか副委員長の工藤安雄議員、後藤憲次議員、吉村幸治議員、藤柴厚才議員、太田正美議員の6人です。担当課は、農業委員会、農政課、商工観光課の3課です。

審査の結果を申し上げます。

認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について、審査の結果は、原案どおり認定すべきものと決定しました。

なお、当委員会での歳入の主なものにつきましては、農林水産業費負担金3,375万5,000円、農林水産業費県補助金2億3,600万5,000円、農業施設災害復旧費1億2,488万7,000円、雑入で商工観光課分として323万5,000円です。

歳出の主なものとしたしまして、農業委員会費4,726万8,000円、農業総務費1億6,219万8,000円、農協振興費3億1,238万5,000円、畜産費1億1,676万円、農地費9,359万3,000円、林業振興費4,654万9,000円、商工総務費・商工振興費9,331万5,000円、観光費4,689万3,000円です。

なお、当委員会での意見といたしまして、由布院ワイナリー補助金償還金問題は、今後も相手方と十分協議をして、全額納付に向けて最大限の努力をしてほしいということであります。また、由布市観光協会の組織統一と補助金の見直し、各種イベントの再検討をすべきであるとの意見を付します。

審査の結果、本委員会に係る決算の認定につきましては、出席委員全員一致で原案のとおり認定すべきと決定をいたしました。

続きまして、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

審査の結果、原案どおり可決すべきと決定しました。

当委員会での歳入の主なものとしたしまして、林業費国庫補助金645万円、農業費県補助金121万8,000円、林業費県補助金191万7,000円です。

歳出の主なものは、中山間地域等直接支払い交付金183万2,000円の増額、新規事業では、飼料高騰対策補助金1,124万8,000円、地域活性化総合補助金333万2,000円、循環型施業の森林づくり誘導事業補助金774万円です。

なお、当委員会の意見といたしまして、地域活性化総合補助金333万2,000円は、予定地から水質汚濁や畜産公害が発生しないよう、企業との調整を十分に行って執行すること、との意見を付します。

慎重に審議の結果、本委員会に係る議案につきましては、出席委員全員一致で原案のとおり可決すべきと決定をいたしました。

また、アメリカ発の世界的経済危機にかんがみ、我が国はもちろん、大分県内においてもさまざまな形で影響が出ています。

とりわけ、県都大分市に隣接する由布市においても、製造業、観光業等雇用についての影響が出ているのと聞いています。この問題について、早急かつ迅速に、市民ニーズにこたえて対応するよう、意見を付します。

以上で、観光経済常任委員会での結果の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることを再度お願いをしておきます。

まず、日程第3、報告第7号平成18年度由布市一般会計継続費精算報告書について議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は、委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第4、認定第2号平成19年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） まず、総務委員長にお尋ねいたします。

監査の決算審査意見書が、条例で60日以内と定められているにもかかわらず、131日という倍の日にちを費やしたことについて、その報告書の中では「意見書その他の関係資料をもとに審査を行いました」というふうに書いてますけども、そのことについてはどういう議論をしたのか、全くそのことについては問題視しなかったのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

次に、水道建設委員長にお尋ねいたします。

ちょっと気になるんですけども、決算審査の中で、簡易水道事業の特別会計について、決算とかかわって、こういうふうに指摘したんだろうと思いますけども、本年10月1日付で由布市水

道事業給水停止処分取扱要綱を作成し、云々とあります。これまで、生活困窮者については、水道の減免ということは適用されていません。通常の世帯の中で、生活保護費よりも所得のない人が、当たり前の水道料を請求されてもとても払えない状況がもうはっきりしています。そういうことに対する対応をきちっとするように、むしろ、減免措置をきちっと適用して、いわゆる調定額そのものを減額するように従来からお願いをしておったんですけども、その点が、生活困窮者に対して、これがどういうふうに触れているのか、そこ辺まで確認しているのかどうかお尋ねいたしたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 総務委員会としては、19年度の歳入歳出決算の認定のついでに審議をいたしました。今、西郡議員が言われた質疑は、たしか本会議で監査委員に対しても、そういった同趣旨の質問があったと思いますので、うちの委員会としては監査委員に対しての審議はいたしておりません。

以上です。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 西郡議員の2番目の質問ですけども、生活困窮者に対しては、12月に、旧3町で催告状を通知を出しましたけども、そういう困窮者に対しても、担当課のほうで、一応中身を精査、吟味した上で、何でもかんでも催告状を出して、段階的にやるんですが、最終的な給水停止とかいうのは、私はならないと思います。その状況によると思います。そこは担当課が判断するのだと思っております。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私は、最初、総務委員長の分に関しては、これは公にされる意見書なんです。外部に出るものなんです。それが、みずから違法というんですか、その規定の定められた日内を、範囲をはるかに超える、倍以上の日がかかったと、それはいろいろ釈明はあると思います。その釈明を含めて、審査の期間に中にきちっと明記すべきだというふうに指摘しました。

しかし、そういう議論は全くしなかったということは、私は怠慢だというふうに思います。むしろ、これが議会が何も言わなかったのかというふうに、後ではなるのではないですか、その点は指摘しておきたいと思います。

それと、後段の部分の建設水道委員長、そこ辺が一番肝心なんです。担当課がやると思いますちゅうけども、税金の滞納処分、もうサラ金業者よりもひどい由布市の収納課の扱いについては一般質問で取り上げました。貧乏人からは取り立てるけども、金持ちからは取り立てないという実体があるんです。そういうことになっちゃいけかんと。先ほど、観光経済のほうでワイナ

リーの消費税のことを取り上げていますけども、またそのときに聞きますけども、著名氏いうんですが、そういう人が滞納しとっても何ら差し押さえするわけでも何でもないけども、一般的には、水道というのは死活問題ですから、払えない人、そういう生活困窮者についてはきちっとした対応をして、こういう要綱をやっぱ実施させるということが必要だと思うんですけども、そこ辺が議論されたかどうか、その辺だけを伺いたいですけど。担当者がやると思いますじゃなくて、そこ辺はどうでしょうか。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 今回、当委員会といたしましては、……。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 済みません。

要綱の話を受けましたけども、内容については当委員会としては、今回議論はいたしておりません。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 決算認定そのものについては、反対の立場で討論いたします。

何といっても一番ひどいのは、いまだに同和を含む行政を堂々とやっているという点です。昨年度の年度の末、この19年度の決算に該当するのですが、開放同盟の委員長まで呼んで、むちゃくちゃな開放理論を職員に研修すると、その結果がどうなっているかと言うと、先ほど、当うちの文教厚生委員会の指摘事項にもありました。2億円というお金を貸しながら、この間、由布市になってから催促もしてないと、言語道断です。もう、そういう決算の内容です。

さらに、私から言わせれば、国体というお祭り騒ぎをしました。その前年には、体育振興課をみずから由布市が廃止して、ことし20年度には国体推進課ですか、つくったんですけども、やってるのがむちゃくちゃなんです。そういう象徴的にあらわれた決算だと思います、私は。

特に、その2つの点で言いたいですけども、とりわけ、金がないないと言いながら、当初から24億円ですか、剰余金も含めて。基金も10何億円……ちょっと忘れちゃったけども、ありました。10億円超えました。今では、この決算時点で剰余金も含めて33億円です。なんと、基金のため込みは23億円なんです。そういうことを考えたら、金がない、金がないと言いながらため込みをしている、そういう決算内容になっているんです。それについて、どこにも何にも触れてないんです。

とりわけ、今度の決算で、従来からずっと指摘してきましたけれども、主要施策の成果書があります。これについても、書き方がもうむちゃくちゃなんです。特に、この監督者である総務課

が一番ひどい。金額のあらわし方は、これではいけないということを指摘したら、随時改善していきますということで約束していただきました。ところが、全く、それを改善した形跡はないんです。一番表紙の事業を入れただけの話なんです。中身については検討してない。

うちの文教厚生委員会で、一体どういう報告書を出しているのかということで確認したら、いや、うちが出すのを聞いてくれないんだと、あるいは、実際に数字が違うけどどうなったんだて言うたら、いや、うちの数字が正しいですって、ほんと、そこが出した報告書を見せてもらったら、きちっとした数字になっているんです。

だから、そういう点では、監督すべきところのやっぱ主要成果の書き方がまずいと、どういふふうに書き方をしたらいいかという工夫は全くされてない、この間、この3年間。

それと、先ほど言いました、決算の意見書であります。

監査委員みずから条例違反をして、それに対する釈明を意見書の中に書き加えないというのは、これはちょっと社会的に許されません。この決算審査期間については、当初からずっと指摘してきました。おかげで、水道だけはきちっとやるようになったんですけども。そこで勘違いをして、監査委員が辞職するというにもかかわらず、一般会計、特別会計までも送ってしまった。そこに最大のミスがあるんです。そういうことを全然考えずに、一緒くたにして何もかもやってしまうちゅうずさんなやり方というんですが、それが見事に露呈して結果だというふうに思います。

以上の点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） 次に、議案に賛成の討論者はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する各委員長報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第5、議案第80号由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第81号由布市立保育所条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴厚才でございます。

保育所の条例の廃止について、反対の立場から討論を行います。

その理由については、以下4点ほど述べたいと思います。

まず1つ目、保育所の民営化は、市の保育実施責任、とりわけ、保育水準や保育内容にかかわる市の責任が後退することになるとともに、市が公立保育所を設置、運営しているからこそ、独自の職員配置を改善し、また、保育内容や保育水準が確保されていると私は理解をいたしております。

そのような中、そのことが民間保育所への独自の補助につながり、国の基準改善へと結びつけ、公と民のバランスが、私は取れていると思っております。安心して、子どもを産み、育てる環境ができておるということが、まず1点目であります。

次に、2点目は、民営化による財政効果が執行部側は約1億3,000万円見込めるということで、行財政改革の一環ということで、この保育所を認めなければ由布市の将来は危ぶまれるということ、再三再四、私はお聞きをいたしております。

そういう中で、公立保育所の運営費は、私の国からのいろんな資料、いろんな調査、研究をした結果、この運営費は一般財源化で交付されており、職員の配置がえなどが行われることによって、いろいろ考えてみましても、その1億3,000万円という算出根拠は、私に理解できないのであります。

そして、今、この財政効果のことだけのみとらえて、この民営化をしなければならないということ、言うのであれば、まだまだ、それ以上のいろんな財政効果の得る施設、あるいはまた、調査問題にしても、まだまだ早くそちらのほうを先に私はやるべきである。なぜ、保育所だけをこのように優先をしてやるのか、私は非常に疑念を抱いておるところであります。

それから、第3点目は、保育所の民営化の議会での論議は一定程度十分に論議され、私ども、

そのしなければならないということに対しては一定程度は理解をいたしておりますけれども、保護者の民営化に対する理解は、私の聞き取り調査、私のいろんな市民の声を聞いてみましても、まだまだ検討する余地がある、まだまだ時期が早い、このような考えであります。

このような状況下の中で、民営化は、これをゴリ押しをしてやるのであれば、市長の言う基本理念、「協働、融和、発展」に私は少なからずも悪影響を及ぼすのではなかろうかということをおそれております。

そして、もう1点目の4点目は、国のほうでは、今、幼保の一元化の方向で、今、国のほうも動いているというように、私は認識いたしております。このようなことから、民間または保育への運営費も、小泉内閣の三位一体改革の郵政民営化を初めとする見直し論議の中にも、仮に民営化しても、その運営費が一般財源化されるというような方向も報道をされております。

そういう認識の中で、私は、以上の4点の観点から、現時点ではまだまだ保育所を廃止すべきではないということで、私は反対討論をいたしたいと思っております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、原案に賛成の討論の方はおられませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋義孝です。

ただいま議題となっております議案第81号由布市保育所条例廃止について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、平成20年の第1回定例会で、公立保育所の存続に関する請願が提出され、第2回定例会で不採択となった経緯があります。このことにより、由布市議会としては、既に民営化の方向性を確認したという議会意思を表明したことになるのではないかと考えております。

それにより、今回の廃止条例に反対をすることは、議会が一度決定した意思を覆すことになり、一事不再議の原則に反し、議会の権威を失墜してしまうばかりではなく、行政の混乱を招くことにも成りかねないと思えるに至った次第であります。

請願審査の折にも今後の保育のあり方について、市民や保育従事者を交えた場で、保育所の民営化も含めて十分な議論がなされる必要があるのではないかと意見があり、執行部へ指摘した経緯があります。執行部は、その指摘を真摯に受けとめ、その後、あらゆる機会をとらえて、関係者へ説明を行ってきたところは評価をしております。

さらには、もう既に、よりよい民営化に向けてのガイドライン策定が終了し、保護者への説明も行われ、移管法人も決定し、まだまだ十分とは言えませんが、民営化を前提に建設的な話し合いと改善がなされています。

したがって、この議案に反対することは、これらの蓄積をすべて振り出しに戻してしまうことになってしまうものであることから、この議案に反対することは、適切な判断ではないと考える

ものであります。

この間、議論の中から、保護者の方々の不安に大きく2つあるというふうに私はとらえております。

1つは、保育者が突然変わることを不安です。これは、できるだけ保育者が急激に変わらないような移行体制を取ることで、ある程度解決できる問題であると考えております。

次に、公的保育と民間保育の質のとらえ方の問題であります。

民営化すると、今までの保育の質が変わり、安心して子どもを預けられないのでは、という不安です。これは、移行後の行政の適切な関与によって、移管法人、保護者、行政、地域住民、民生児童委員、保育施設関係者などによる協議会の立ち上げによって、不安はぬぐえるものではないかと考えております。

子ども一人一人の成長をしっかり見守り、支えるには、保育集団が安定していることが求められております。経験のある保育士や若い保育士、男性の保育士など、バランスの取れた保育集団であること、そして、継続性があることが大切であると考えております。

保育の責任は、保育所の経営主体を問わず、由布市にあります。そして、由布市の保育なら、同じレベルの保育がどの保育施設によっても確保されなくてはならないはずであります。

また、労働形態が多様化している現在、多様な受け皿をつくる必要性も高まっており、休日保育や一時保育、あるいは延長保育などの保育メニューや、その質を充実することも必要であります。

いずれにいたしましても、行政が直接手を下さなければならない事業、民間に委託または譲渡したほうが安い費用でサービスがよくなる事業など、取捨選択をする行財政改革が必要であります。

したがって、そのためには、今成すべきことは、保育所民営化の議論を振り出しに戻すことではなく、行政と市民、民間が、これからの保育ビジョンについて協働して取り組み、高い保育理念を持ったよりよい保育を由布市に広げる土台を築くことであると考えております。

今後、私もともに力を合わせて、よりよい保育環境をつくっていくことに努力を惜しまないことを約束し、私の賛成討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、反対の討論。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私は、保育所条例の廃止について、反対の立場から討論いたします。

今、反対者と賛成者の意見を聞いて、非常に両方もっともだなと思うんですけども、やっぱり、それでも最後、どうしても賛成できないという理由を少し述べさせていただきたいというふ

うに思います。

私が賛成できない理由は、この議案が可決された後、民営化されて、もし可決された後に運営を任せる受託法人がどうだとか、そういったことで理由ではなくて、あくまでも、公立の保育所を廃止するべきか、しないべきかという問題、その観点から、私はやっぱり公立保育所は残しておくべきだと思います。私は、なにも民営の保育園が悪いと言っているのではありません。民営は民営で大変な努力をされて、保育園を運営しておられて、地域の児童福祉向上に多大な貢献をされていることは非常に認めますが、私はそれとは別に、公立で保育所を運営するということには別の意味があるんだというふうに考えます。

今回、この議案が上がる前から、公立の保育所をどうして民営化しなければいけないのか、散々我々議会議論をしてきました。随分、何度も何度もいろいろの説明を受けてきました。なぜ、公立保育所を民営化しなければいけないのか。ただ、私は何度説明を聞いても、どんなに詳しく資料を出されても、結局民営化しなければならない最大の理由が財政問題だということに一番引っかけります。

先ほど同僚議員の意見にもありましたけれども、民営化したら1億3,000万円経費が浮くとか、民営化したほうが国の交付税措置が有利だとか、結局、最後はお金のことが一番の理由になってしまっています。

今議会の議案質疑のときに、私は、じゃ、もし仮に財政的に由布市が非常に余裕があつて、お金のことは何も心配しないでいい状態だとしたら、民営化しないでいたのかと尋ねたら、市長も、本当は市が手元で公立としてやっていけるのが実は望ましいと思うと、だけど、財政的なことや昨今の国の流れから考えると、民営化はやむなしだとおっしゃいました。多分、副市長も、全員協議会の場で同じことを言われていました。本当は公立でやるのが一番いいと。であれば、本当は公立でやるのが一番いいと思われるのであれば公立でやるべきなんです。民営化すべきではない。やむにやまれず、お金がないから民営化せざるを得ないというのでは、私は、そこは賛成できません。

とは言いながら、もちろん、もちろん財政的な問題も重要です。そんな悠長なことを言われるほど由布市に財政的余裕があるとは、私は思っておりません。その財政状況は非常に理解しているつもりです。

しかし、財政が厳しくて、どうしても、例えば年間1億3,000万円浮かせなければならぬのであったとしても、それがどうして真っ先に保育所を切り捨てることになるのでしょうか。ほかにももっともつと見直し、切り詰め、やるべき行財政改革は山のようにあるはずだと思います。すべての行財政改革を断行して、切り詰めるべきものはすべて切り詰め、見直すべきものは全部見直し、それでも、それでもどうしてもにっちもさっちも行かないから、この保育の施設まで手

を出さなければいけないという、そういう状況なのでしょうか。

私は、そもそも、今回のこの問題を考えるにあたって、これが行財政改革のために保育所を残すのか、残さないのかという二者択一の問題になってしまっていることが一番大きい問題ではないかと思います。行革が大事なのか、保育所が大事なのか、それはどっちも大事なんです。それを、どちらかを選んでどちらかを捨てなければいけないという取捨選択をさせるような問題にしていること自体が、私は問題だと思います。

そうではなくて、行革と保育を天秤にかけさせるようなことをするのはなくて、この問題は、本来、保育の充実のために民間運営がいいのか、公立でやるのがいいのかというところで判断を迫るべき問題にすべきだったというふうに思うんです。それを、行革を取るか、保育を取るかというような問題にすりかえてしまうことは、私は賛成できません。行革と公立保育所の存続を両立できる道は、ほかにも私はまだあると思っています。

ただ、唯一、議案質疑のときに健康福祉事務所長でしたか、いみじくも、そうは言っても、今、国は、小泉改革以来、民でできることは民でというのは、国の流れなんですと、だから、保育サービスも民でできるならば民に任せるとのことなんですと。私が今まで聞いてきた中で、これが唯一、お金のことを、財政問題以外で民営化しようとする理由らしい理由だったというふうに思っております。

しかし、そうであれば、なおさら賛成できません。小泉改革が骨太の方針なるものを打ち出して、民でできることは民でと言ってやってきたことの結果、今この国がどういう状況になっているのか、それは私がここで説明するまでもないと思います。格差社会と言われるような状況が生まれ出され、市場の競争原理に打ち勝ったものだけが生き残り、そこからこぼれ落ちた社会的な弱者や財政力の乏しい地方はどんどん切り捨てられていって、あげくに、この国には餓死者まで出るような国に成り下がってしまっている。こんな状況は何かおかしい。やっぱり、これまでのやり方はどこか間違っていたのではないかという反省が、今私たちの国民の中に上がってきているんじゃないでしょうか。

であればこそ、民でできるものは何でも民に任せればよいということについても、国が今、そういう流れだから仕方がないといって、それに由布市が乗じるべきではないというふうに私は思います。

私は、福祉と教育と医療というのは、行政が取るべき最後の責任だというふうに思っています。もちろん、これまで行政が行ってきたさまざまなサービスの中で、民間がやったほうが市民の福祉向上に資するものについては、どんどん民間活力を導入していくことはもちろん必要だと思っています。

しかし、それでも、福祉と教育と医療については、最後の最後にはどうしても行政が、公共が

責任を持っておこなうてはいけない分野なのではないかなというふうに思っています。

由布市が、本来は、保育は行政が公立でやるのが、本当は一番望ましいのだと思われるのではあれば、何もかも民に任せるのではなく、それに対して、今の国の制度や方向が違う方向に向いてたとしても、それでも由布市は公立の保育所を残して、最後はきちんと、この行政が責任を持ちますよと、そういう福祉理念を掲げた由布市であってほしい、そういう願いを込めて、私はこの公立保育所を廃止することに反対いたします。

以上です。（拍手）

○議長（三重野精二君） 賛成の討論は。淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。

私は、議案第81号由布市立保育所条例の廃止について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、公立保育所がなぜ民営化されるとどういうふうになるのかということをお願いしたいと思います。

民間保育所は、児童福祉法の中で、または、国が定めた保育所最低基準、また、保育所の保育指針などに基づいて運営されております。そして、毎年県の指導監査も実施されており、制度上、保育の実施責任は市にあります。どのような運営主体の保育所であっても、一定水準以上のサービスが実施されることとなります。

今回の民営化は、施設の運営主体が市以外のものになるだけで、保育料や入所基準や入所、退所の申し込みについても、今までとは変わりありません。市が関与できるということでございます。

なぜ、それでは市立保育所を民営化するのかという観点から見たときに、現在、女性の社会進出や核家族の進行などによって、子育て環境が大きく変化しております。保護者の価値観やライフスタイルの変化と相まって、保育行政に対するニーズが増大することも多様化しております。このことは、保育所に限ったことだけではなくて、在宅の児童を含めた地域全体での子育て支援、施策全般において言えることです。

厳しい財政難にあっても、絶対に市民のためにしなければならないこと、残さなければならないことは、先ほどの意見の中にもありましたように、それはあると思います。

しかし、この民営化の問題は、行財政改革の中において、大きく総合的に価値判断をしたときには、サービス水準が高い民営化に進めてもよいと、私は思っております。そして、少しでも財源を効果的に運用して、今後の子育て支援政策に十分に活用していくことが不可欠であると、私は思っております。そうすることによって、子育てをする保護者も、それを多く望む方もおられます。

子育て支援策が、この案件に反対することは、今からの由布市の行財政改革に逆行するものだと私は思うのです。

心配なことは、移管先法人に対して、現在、市が雇用している嘱託職員は優先して雇用していただきたいという、それからまた、環境の変化を最小限に、やはりとどめるような注意をしていただきたい、そういう気持ちもあります。そしてまた、なおさら、改革という、その意識改革の中で、現場で今まで培ってきた専門的分野で働かれた保育所の職員の方、それから、福祉行政におられた現場のプロの職員の方が、一層由布市の行政の中に入り込むことによって、きめ細かな施策をつくり上げることができると、私は確信しております。

よって、私は、この由布市立保育所条例の廃止については賛成いたします。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 反対の立場で討論いたします。

1つは、賛成討論者が、市が保育を責任持つから大丈夫なんだというふうに言われましたけれども、さきの12月大分定例県議会で、保育制度に関する意見書が可決されて、国に送られました。内容は何かと言ったら、今、国が進めている保育の市場化、直接契約、要するに、市が保育にかける児童について市が責任を持たなくていいということが、法制化が着々と進められようとしています。そういう保育情勢について、さきの一般質問で討論したら、全くそれを把握してなかったんです。だから、そういう点で言えば、あまりにも無責任過ぎるというふうに思うんです。

既に、保育にかける条項だけじゃなしに、直接契約、あるいは、市場化と言って、一般的には、もう既に障がい者の制度が市場化というんですか、そこまで行ってませんけど、そういう方向にやっています。一部負担で。それと、介護保険が一番目覚ましいものです。もう行政が介護に責任取るんじゃないくて、介護業者か、直接契約でそことやるということで、もう、保育園もその方向で行くということで、もう、既に社会保障そのものが、こういうふうになっているのは、もう、国の、先ほど出ていた小泉構造改革以来のやり方なんですけども。その点で、やっぱ今やらなければならぬのは、決して、市がなんでんかんでんみんなやれと言うんじゃないくて、最低限、市が責任を持つために、市立として一定の施設を持っていくと、すべて投げ出さないという姿勢が、私は必要だろうと思います。

そのことについて、すべて投げ出すという点が今度の最大の問題点であります。

とりわけ、2つ目は、保護者が反対しているという、ここが重大なんです。議会1票差で請願を不採択にしたと言うけども、1票差ということを重視して、やっぱり慎重でやるべきだったはずなんです。

参考までに言いますけども、ガイドライン策定委員会、あるいは、業者策定選定委員会、立派な市長の附属機関、諮問機関であります。これが、今議会の冒頭で、違法であるという指摘がさ

れました、一般質問で。この最終日で、冒頭で副市長は、私的諮問機関は認められるなどと言いますけども、これが裁判にかけられたら、とてもじゃないけど、地方自治法違反に耐えられないんです。あなた、そんなこと言うけども。

だから、そういう点で言えば、これは、やっぱりやるべきでないというふうに思います。

最後は、皆さん、委託先は立派な福祉法人だから大丈夫だというふうに言われました。挾間町も、かつて、中島組というやくざが、そこに営業しとったんです。温泉センターを。固定資産税、いろんなものを取るのに、大変職員は苦労いたしました。彼は、別府で福祉法人の老人ホームを経営していました。彼が死んで、やっと県の監査が入ったんです。だから、そういう、どうい業者でどんな状況なのかということは、きちっと把握すべきだと思います。

もちろん、立派な方ということは聞いています。しかし、片方で経営している事業にいろんな問題があって、税金や消費税などを滞納しているということもお聞きしております。なぜ、そういうことがまかり通るのかと、これが一般市民が納得できないことなんです。

一般質問でも言いましたけども、税金の督促の仕方は今異常なんです。100万円の滞納のある方に、住居の拠点である家や商売をしている土地、建物を差し押さえて、借金までして税金を整理させるという状況があるということは報告しました。そういうことを考えたら、やっぱり適正な代表を要している、そういう福祉法人に任せていいのかどうかということを、きちっと検討するというのは、当然のことだというふうに私は思います。

そういう点で、社会的な批判を浴びないような判断をすべきだというふうに思って、ここでは引き続き、すぐに連動していますから、これを条例を可決したら、そういうことが起こらないように、させないためにも、この条例は否決すべきだというふうに考えます。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第81号を起立にて採決をしたいと思います。この場合、本案の由布市立保育所は、由布市市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は25人、その3分の2は17人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立19名〕

○議長（三重野精二君） 着席してください。起立者19人であります。所定数以上であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。1時半に再開をいたします。

午後0時26分休憩

.....

○議長（三重野精二君） ちょっと皆さん、続けてやっていいですか。（拍手）皆さんがよければ続けたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） それでは、続けます。

.....

午後0時27分再開

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、議案第82号由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） まず最初の、反対から討論を行います。

1つは、民営化する理由が全くないんです。保育所みたいに財政的な問題もない、すべて市費を持ち出さなくても運営できるということで、むしろ、小松寮よりこっちのほうが、そういう点では財政的な負担は、全くほとんどないということで明らかになりました。

今ひとつは、やっぱり、これまで福祉の町と言われてきた庄内、それを受け継いできた由布市が、ここで一緒に福祉施設を、皆、公営のものを投げ出すという方向に行くというのは、これはもう歴史と伝統につばするもの以外の何ものでもないというふうに、私は思います。

それと、最後は、先ほども指摘しましたけども、あらゆる、こういう福祉の業種が、いわゆる社会の中に市場化されていくということは、公的責任が一切なくなってしまうんです。そういう点でいえば非常に危険であると。だから、福祉、教育、最低限、このくらいは自治体が責任を持つという皆さんの共通認識あります。それをも、みずから放棄してしまうということになって、非常に危険だというふうに思います。

以上の点で、反対といたします。

○議長（三重野精二君） 賛成の討論者はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。この場合、本案の由布市立養護老人ホーム寿楽苑は、由

布市市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する、特に、重要な公施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は25人、その3分の2は17人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 着席してください。起立者23人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第83号由布市職員定数条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長、部局について検討されたでしょうか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 総務課は、今後検討すると……今の条例では、部局というふうになっているので、今条例は、このままいきたいという総務課から返答でありました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） それは、この場の質疑で伺ったのでわかっているんですけども、総務委員会として認識はどうか、西郡と同じ見解なのか、それとも、西郡と見解を異にするけども、あえて総務部から、それを言うかそれを鵜呑みにしたちゅうだけの話か、そこ辺をもうちょっと私にわかるように教えていただけませんか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） うちの委員会でも、その質疑は出ましたけども、総務課からは、そういう返答でありました。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第84号由布市奨学資金に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第85号由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 10番、大田です。

委員長にお聞きしますが、経過及び理由の中に、今後納付金の額をということをうたっておりますが、それはどういう意見の中から、こういうことが出たのか、教えてほしいのですが。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 有限会社ゆふいん道の駅からの決算報告書で、たしか50万円、18年度から19年度にかけてありましたけど、その50万円という額が妥当であるのかどうかという委員からの意見がありましたので、今後、執行部にも、その額を検討してほしいということであります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） それは、自主的に道の駅が納付した金額と理解しているのですが、それを執行部側が、逆に言えば、強制的に徴収をするという方向に変えるということなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） ちょっと、文書的にちょっと見当たらないんですけど、たしか道の駅と市との協定書の中に、たしか運営上収益があった場合に、そういった納付をするというような条項があったので、その中にパーセントとか、そういう収益の中のパーセントとか、そ

ういうのがあらわれてなかったなので、今後は、そういった分で、額、パーセントなりを協議したらどうかという意見でありました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ということは、決算書から見たときに、納付金を取るだけの利益が上がっているというふうな認識のもとに、その意見が出されたのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） たしか収益があったと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第86号由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第87号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、由布市社会福祉協議会の理事であります、刈

野けさ子君の退場を求めます。

[9番 渕野けさ子君退場]

○議長（三重野精二君） それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[議員23名中起立23名]

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、渕野けさ子君の入場を許します。

[9番 渕野けさ子君入場]

○議長（三重野精二君） 議案第87号は可決されましたので、お知らせいたします。渕野さんに言うておりますので。（笑声）

次に、日程第13、議案第88号平成20年度由布市一般会計補正予算（第3号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 総務委員長にお尋ねします。

総務課からの市内5,000名のアンケート調査が配布されたことは、極めて議会軽視であると言われてもしかたがないというふうに言っているんですけども、ただ言うただけなのか、それとも、釈明を求めて謝罪があったのか、そこ辺はやっぱきちっと教えてほしいんですが、書くだけで黙っちゃったんじゃないだろうか。

観光経済委員長、お尋ねします。

地域活性化総合補助金333万2,000円について、ちょっと気になる報告をいたしました。畜産公害が発生しないということなんですけども、どういう状況で、そういうことが警告するのか、そこ辺をもうちょっとわかりやすく教えていただきたいのですが。

その2点です。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 配布が、ちょっとうちの委員会で、総務課からの説明後に配布があったわけでありまして。そこで、総務課には今は言っていないんですけども、この本会議場でここまで申していますので、後々謝罪があるのではないかと考えております。

○議長（三重野精二君） 23番、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、西郡議員にお答えをいたします。

畜産公害ということでございますが、内容について概略を申し上げますと、湯布院の塚原地区に、御承知と思いますが、塚原地区に肥育センターを企業が建設するというところでございまして、我々も現地調査を行い、委員会においても精査をいたしました。

畜産公害というのは、300頭飼育ということでございまして、放牧であればかなり悪臭、それから、汚染水等、し尿等が流れる可能性があります。畜舎の舎内で飼育するということでありますので、そのし尿処理等については、家畜の排泄物管理に関する適正化に関する法律というのがございます。もう、その関係を遵守して、和牛の肥育については、頭数が10頭以上の場合は、そういうぴしゃっとした廃水処理等、畜産公害等の影響しないような地域に、近くに、そういう状況の出ないような措置をすべきという法律で定められております。

委員会の懸念として、塚原地区のそばに、例えば臭い、悪臭等の懸念があるのではないかとというような……（発言する者あり）済みません。私は「塚原」と言いましたが、「佐土原」でございます。ごめんなさい。

そういうことで、悪臭については、多少心配になるのではなかろうかと。

それから、先ほど西郡議員の指摘に、畜産公害というような心配があるようですが、畜産公害については、安心院町のほうに汚水あたりが流れる可能性があるんじゃないかということでございましたけど、そういうのは、法的に家畜し尿処理法がありますので、基準にのっとって恐らく企業がするということでありますので、市と関係者と十分な協議をして、そういうようなことのないように適切な処置をして、建設をしてほしいという、委員会の要望であります。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 非常に残念というか、何というか、総務委員会がそういう結論を出して、この場で初めて言うちゅうことですから、執行部に多分伝わってないんだろうというふうに思います。

しかし、執行部に対しては、議長のほうから特段の御注意があったことと思います。議長は怒りおののいて、委員会の中でまくし立てておりましたから。（笑声）

それにつけても、きょうの冒頭、副市長がそのことについては全く触れなかったちゅうのは言語道断です、私は。別の機会で、またやかましく言いたいと思いますけども、言わんでもいい私的諮問機関は認められるとか、そんなあんた、自治法の抵触するようなことを平気でぺらぺらしゃべって、言わなわりいようなことをしゃべらんようなこと、どうもならん。

はい、以上。（笑声）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 私も、総務委員長にちょっとお聞きをさせていただきたいと思いますが、そのアンケート調査ということ、予算を議会議決を無視してやられたということで、なおかつ、そのアンケートの内容を見ましても、市民の間から、どうしてこのような内容になったんだろうかというふうな問い合わせも今多々来ておる次第であります。

本来であれば、予算議決の中で、こういったアンケートの内容でということが委員会の中で審議をされて、予算が通ってというふうなプロセスが必要ではないかなというふうには思うんですけども、委員会としては、やはり毅然とした態度で、このアンケートのあり方というものを回収させるぐらいの、私は対応が望ましいのではないかとこのように考えておりますけども、委員会の中では、そこまで思い切った意見ということが出されなかったのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 先ほども言いましたように、総務課からの補正の説明後になりました。うちの委員会としては、そのアンケート配布の需用費とか、その委託料、役務費等のことで説明を受けたわけです。内容的には、総務委員会からはアンケートの内容についての審議はありませんでした。

以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 議会軽視というんじゃなくて、議会をばかにしとるということです。（笑声）そういう点では、もう補正そのものが、もうこれを認める価値のないものというふうに、私は思います。

おまけに、従来から言っている給食センター、自校方式がいいと言いながら、あえて入札までやってしまいましたけども。

信念がないというんですか、情けないというか、もう言いようがないです。反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第89号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 反対討論を行います。

国保会計、合併協議で3億円の基金をつくろうということにしたにもかかわらず、その基金を赤字でもないのに取り崩して、そして、いまだに補てんもしないと。ましてや、前年度が繰越剰余金がありながら、一般会計に差し戻すのならわかるけども、それさえもせず基金にも積み立てないという、度重なる約束違反、違法行為をしても屁とも思わんような、こういう補正予算については反対をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第90号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第91号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

市が簡易水道として設置しながら、その責任を果たさず、収入にも歳出にも全く載っていない、時水水道についてきちんと議論をしたんですか、委員会で。一般質問では、あつこまで言うたにもかかわらず、何もせずに今回の補正予算を通せちゅうのは、ちょっと無理があるんじゃないですか。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 西郡議員が申したとおり、今回、当件については審議していませんが、課長と打ち合わせたした範囲でお答えしますと、28年度までに、省庁のほうから簡水の全体的な整備をしよということが来ているようで、大窪春男組合長に対しては、そのことをお話し、なら、それまでにやろうかちゅうようなことになっているようでございます。そういうことを聞いております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） とぼけたことを言ってもらっちゃ困るんです。それは、朴木や田代など一般的な部落が設置した、要するに、保健所の許可を受けて設置した簡易水道のことを言っているんです。今、私が言っているのは、町が設置して、市に引き継がれた町営簡易水道のことを言っているんです。町営管理水道のことを言っているんです。ちょっと、でたらめじゃないですか、答弁が。

今言っている内容は、市長の答弁書と同じです。だから、それが間違いだというふうに言っているんですから、きちんと委員会でなぜ議論しなかったのですか。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 先ほど申しましたように、それより奥は議論をしておりません。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 執行部も、かなりいい加減な答弁書を書いたと思ったら、それを検討すべき委員会もかなりいい加減にやっているということで、私、非常に残念で仕方ないんです。

公が設置した機関を、どういう管理をさせるかという具体的な基準も何もなく、闇で管理させているのが実体なんです。ここについて言えば。だから、それを明らかにして、きちっとした委託ですか、もう、今委託でしてきたやつ指定管理者になったんですか、そういういろんなやり

方があるやつを踏襲してきちっとやるちゅうんならわかるけれども、ほかの一般的に、私たち朴木や田代が設置している簡易水道と同じように、自治区が設置したと同じような扱いをして、これを切り抜けようなんというのは、ちょっとひど過ぎるんじゃないですか。公有財産の管理として不適切です。責任者はどなたかわかりませんが、やっぱ、これをこのまましとくようだったら、次の議会で、また厳しく言わねばならないと思います。

そういうことを反対討論で、ちょっと補正の中でやっぱそれを位置づけて、そして、これをどういう管理にするかというところまで言及してほしかったです。

以上です。反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第92号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今回の委員、市長の附属機関のことで調べてみましたら、昭和28年に、そういう附属機関に議員が入るのは適当でないという行政実例が出ているんです。これで、従来からずっと問題に出たことなんですけども、この農業集落排水の運営協議会にも、それが議員が入っています。実は、私が入っているんです。

ところが、形骸化されて、意見出しようにも、議会の直前にやって意見が反映されないと、特に、今回はかなりの収入調定で金額が収入があったにもかかわらず、今回は減額補正なんです。そういういい加減なことをやるような運営協議会、そういう位置づけというのは、これは情けなくてしょうがないんですけど。やっぱ、きちっとやってほしいということが、反対の理由の1つ。

2つ目は、供用開始して以来ずっとパンク、異常です。終末処理、くそたごが機能しないというんですから、このくらい下流にとっては申しわけないことはこの上ないんです。にもかかわらず、庄内町の場合は、土地開発公社が住宅まで開発して、それも直結するという、あっちゃあられん話を堂々とやっている。

だから、そういうことも含めて、今回は予算的にも原因究明がなりませんでした。ごく一部しか。当初から、これをしっかりとして運営しておれば、みんなが安心してできる施設だったにもかかわらず、今、早急に第2施設をつくらなければ、あと稼働できないというような状況まで追い込ませた責任というのは、これまで担当していた、庄内町時代からずっと担当してきた市長、責任重大です。

そういうのを含めて、今回の補正予算には反対いたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第93号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第94号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 中止から、規模の縮小も視野にということで、若干トーンは変わりましたがけれども、その都市化する挟間地区での公共下水道はどうしても必要です。したがって、思いつきで政策変更を簡単にするのではなくて、具体的な調査結果に基づいて、きちっとした判

断を下すような苦言を呈して、この議案については反対をいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第95号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第96号由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（三重野精二君） それでは、次に、日程第22、議案第97号平成20年度由布市学校給

食センター新築工事請負契約の締結についてを議題として討論を行います。討論はありませんか。
8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今からでも遅くありません。もう、これを取りやめて、庄内町の
自校方式を生かしましょう。そして、皆から誉められる市政にしようではありませんか。それで
反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔議員24名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。（「議運じゃろうが」と呼ぶ者あり）議会運営委員会を開きま
す。ちょっと第1委員会室へお集りをいただきたいと思います。

午後1時00分休憩

.....

〔議会運営委員会〕

.....

午後1時05分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

----- . ----- . -----

追加日程第1. 議案第98号

追加日程第2. 発議第10号

追加日程第3. 発議第11号

追加日程第4. 発議第12号

追加日程第5. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいま市長より議案1件、議員発議として発議第
10号、第11号及び第12号並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されて
おります。ついては、この提案、提出案件5件を日程に追加し、追加日程第1から第5として議
題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、以上の5件は追加日程第1から第5とし

て議題とすることに決定しました。

まず、追加日程第1、議案第98号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました議案第98号由布市奨学資金に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今議会におきまして、慎重なる御審議の上、由布市の奨学資金を増額することについて可決をいただき、ありがとうございました。追加議案につきましては、奨学資金の貸与額を増額したことに伴い、貸与を受けた奨学生の償還額がふえることなどから、今回、由布市内にございます財団法人田北奨学会の奨学資金制度との均衡を図り、また、奨学金を利用しやすくするために、奨学金の返還期間を延長するものでございます。

また、返還の方法につきましても、新たに「半年賦」を加え、償還方法の選択肢をふやすものでございます。

私からは、以上でございます。

詳細につきましては、担当部長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 次に、詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 議案第98号由布市奨学資金に関する条例の一部改正について、由布市奨学資金に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。平成20年12月24日提出、由布市長。

提案理由、財団法人田北奨学会の奨学資金制度との均衡を図り、制度を充実させるため。

内容について御説明申し上げます。

さきの委員長報告のほうで、今議会で金額の増額を可決いただきましたが、その附帯意見として、返還の項目について柔軟な姿勢をとという形の意見をいただきましたので、それに伴いまして、第16条のうち、返還期間を、現在の「1年を経過した月から貸与を受けた期間までに相当する期間内に、その全額」を「10年」——これは6月以内の据え置き期間を含むわけでございますが、「以内に貸与された奨学金」に改めて、「年賦」のほかに「半年賦」を加え、同項のただし書きを加える。一時に返還できる項目も加えた形でございます。

これによりまして、奨学金が貸与された方に便宜を図れると思いますので、よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

経過措置としまして、改正前の方につきましては、改正前の規則を例によるという形で、条例の施行については、21年4月1日を予定しております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 以上で、議案1件の提案理由の説明が終わりました。

次に、追加日程第2、発議第10号から追加日程第4、発議第12号までの3件を上程します。
提案者に提案理由の説明を求めます。

まず、発議第10号、11号について。4番、新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 発議第10号新たな過疎対策法の制定に関する意見書、上記の意見書を、裏面ですけど、裏面のとおり会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成20年12月24日、由布市議会議長三重野精二殿、提出者は私です。賛成者は、お手元に配付のとおりで5名です。

提案理由といたしまして、過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月に失効するため、その後も引き続き、総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図れるよう、新たな過疎対策法の制定を求めるためであります。

裏面をごらんください。ごらんとおりであります。御一読ください。

提出先は、内閣総理大臣と総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

次に、発議第11号、先ほど請願受理番号14で採択いただきました郵政民営化法の見直しに関する意見書であります。

上記の意見書を、これも裏面のとおり、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

平成20年12月24日、由布市議会議長三重野精二殿、提出者は私であります。賛成者は、先ほどの5名であります。

提案理由としまして、郵便貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるために必要な措置を求めるためであります。

裏面をごらんください。御一読願いたいと思います。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣であります。

議員各位には、何とぞ御賛同をいただけるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、発議第12号について。23番、山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、発議第12号「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）輸入に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をいたします。

平成20年12月24日提出、由布市議会議長三重野精二殿、提出者は私です。賛成者は、由布市議会議員工藤安雄、由布市議会議員後藤憲次、由布市議会議員吉村幸治、由布市議会議員藤柴厚才、由布市議会議員太田正美、以上です。

提案理由、国民の食の安全性・安心の確保、また、世界的な食料危機解消のために必要である

ため。

「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）の輸入に関する意見書については、詳細にわたって列記してあります。特に、要望事項といたしましては、1点目が、「汚染米」事件の全容解明と徹底回収を国の責任で行うこと、2、需要のない外米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止すること、以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣麻生太郎殿、財務金融大臣中川昭一殿、農林水産大臣石破茂殿、以上であります。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは追加日程第1、議案第98号由布市奨学資金に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中挙手24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第10号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中挙手24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、発議第11号郵政民営化法の見直しに関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第11号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中挙手24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは追加日程第4、議案第12号「汚染米」の転用問題と外米（ミニマムアクセス米）輸入に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第12号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中挙手24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第5、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了をいたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成20年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、今月の3日から本日までの22日間の長きにわたり開催されました。

その間、議員各位には、慎重な御審議と御審査をいただき、追加提案を含めまして、提案いたしました21案件につきまして、すべて原案のとおり可決及び認定をいただきまして、まことにありがとうございました。

とりわけ、保育所条例と寿楽苑設置条例の廃止案につきましては、議員各位にはあらゆる角度から慎重な御検討をいただき、また、さらにさまざまな御意見をいただいたところでございますけれども、利用者サービスや行政改革の観点から民営化に御理解をいただきましたことに対して、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、一般質問におきましては、14名の議員の方々から、現課の諸問題を中心に御質問をいただきました。私としては、それぞれ御答弁を申し上げましたが、検討課題とさせていただきます事項につきましては、今後十分に留意をしまいたいと考えております。

さて、ことしも残りわずかとなりましたが、平成20年は由布市にとりまして、大変残念な事案が次々と生じまして、まさに、波乱の1年でございます。また、急激に景気が悪化しており、その影響が各方面に出てきておりますので、県などの関係機関とも連携を密にして、対応してまいりたいと考えております。

そうした中、来年、由布市は合併して4年目の節目を迎えることとなりますが、私も地域自治を大切にしたい、住み良さ日本一のまちを目指したまちづくりを、今後とも粘り強く取り組んでまいりたいと思いますので、議員皆さんの、なお一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

なお、定額給付事業関係の国の補正予算がこのほど閣議決定されまして、支給基準日も平成21年2月1日と決定いたしました。予定では、市の補正予算も2月中旬には編成が必要になりますので、臨時議会の開催か、もしくは、時間的に余裕がない場合には、専決処分をさせていただきたいと考えております。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、時節柄、健康には十分御留意をいただき、引き続き、市政発展のために御活躍をいただきますようお願い申し上げますとともに、御家

族おそろいで新しい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会にあたってのお礼のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 私より、閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

12月3日より本日までの今議会は、国体の関係で決算審議等があり、長期にわたっての御審議に、議員各位に感謝を申し上げます。

特に、今議会は、決算認定や施設の廃止条例、さらには、議員定数の削減など、極めて重要な議案が山積した中での審議に大変ありがとうございました。

審議にあたり追加や修正、変更、差しかえなど多くあり、総務委員長長の報告にもあったように、極めて議会軽視と思われる行為が数件あり、再三指摘をしているところですが、この件について、協議機関の創設などの設立も含め、強く苦言を呈しておきたいと思えます。

なお、議会審議の中で、多くの意見につきましては、真摯に、かつ、迅速な対応をよろしくお願いを申し上げます。合わせて、年末年始は市長を初め職員各位には、健康に留意をされ、家族団らんの中に輝かしい新年を迎えることを祈念申し上げます。

議員各位には、いよいよ今年も残すところあとわずかとなりました。何かと御多忙のことと思いますが、健康に十分留意の上、ますます議員活動にお励みいただきますことを念じ、今議会の閉会にあたりまして、お礼のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

これにて、平成20年第4回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後1時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員